

11月教育委員会会議録

日時：令和4年11月24日（木） 午後3時

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和4年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>佐野委員、和泉委員よろしくお願ひします。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、協議事項3については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第1号「令和4年度山口県一般会計補正予算（第3号）」についての意見の申出について御説明します。</p> <p>資料6ページにより説明します。「令和4年度11月補正予算(案)の概要について」を御覧ください。</p> <p>まず給与関係費についてですが、人事委員会勧告を受けた、学校教員等の給与、勤勉手当の改定等により、7億8,948万6千円の増額補正を行うものです。</p> <p>次に、令和5年4月より、幼稚園等における送迎バスの安全装置の装備が義務化されることに伴い、公立学校の送迎バスの安全装置の導入や、公立幼稚園における登園管理システムの導入等の安心安全対策に必要な経費の支援のため、4,952万円の増額補正を行うものです。また、原油価格・物価高騰に伴う、県立学校等の施設における光熱費高騰分への対応のため、1億7,703万2千円の増額補正を行うものです。</p> <p>この結果、県教委の関係の11月補正額は、5ページの「令和4年度山口県一般会計補正予算（第3号）」の補正額の合計欄にありますとおり、10億1,603万8千円となるものでございます。</p> <p>この補正予算案につきましては、県議会への議案提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。以上でございます。御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>

教 育 長	ただいま、教育政策課から議案第1号について説明がありました が、意見、質問はありますか。
佐 野 委 員	2の国経済対策関連事業の予算のところ、送迎バスの安全装置導 入に関する事です。お子さんが送迎バスに取り残されて亡くなる という悲惨な事案が発生しておりますけれども、具体的にはどのよう な対応を想定された予算がついているのでしょうか。分かる範囲で教 えていただけましたらお願いします。
特別支援教育推進室長	今、御質問がありました安全装置の事ですが、特別支援学校にお いてはすべての通学バスに設置するという事で、バス業者に負担に ならないように予算を計上しているところでございます。来年度71 路線を走ることを予定しており、その71路線すべてで安全装置を設 置するという事で進めているところです。
佐 野 委 員	直近でお亡くなりなられたところでは、システムは導入されてい たが、それが不十分に運営されていたということを知っておりますの で、システム導入とともにソフト的なところをしっかりと御対応され たら良いのかなと思っております。
特別支援教育推進室長	今、御指摘がありましたように、安全装置の方は導入していきま す。今現在、特別支援学校12校のうち、通学バス利用は10校ござ いますけど、バス業者にその確認を徹底するように依頼しております し、今学校の担当者とバスの添乗員が同じチェックリストですべて確 認をするなど、二重三重のチェックをするような形をとっています。 我々としましても、この件については緊張感をもってしっかりと対応 していくということで今後も学校を支援してまいりたいと思っていま す。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第1号を承認いたします。 続いて、議案第2号について、引き続き教育政策課から説明をお願 いします。
教育政策課長	議案第2号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関 する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての意見の 申出について」説明いたします。資料①の10ページを御覧ください 。なお、別冊の資料で本議案第2号及び後ほど御説明させていただきます 第3号から第7号に係る新旧対照表の資料をつけております。 まず、「1 制定の趣旨」についてです。令和3年5月19日に公 布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法 律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され施行される ことに伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行うもので す。

	<p>「2 改正の概要」についてです。今回一括改正される関係条例のうち、教育委員会が所管する「山口県青少年自然の家条例」について、条例中で引用する「山口県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める字句修正を行います。</p> <p>最後に、「3 施行期日」につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行日と同日の令和5年4月1日としております。以上のとおり、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第2号について説明がありました。が、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>趣旨に従って改正されたものと思いますけども、令和3年5月19日に公布された、この今回の法律の個人情報保護法の改正の趣旨というか、内容について、少し教えていただけたらなと思います。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>今回の法律改正の趣旨でございますが、もともと個人情報の法律は、国の行政機関の個人情報保護法、例えば民間事業者は民間事業者の個人情報保護法ということで、対象ごとにそれぞれ法律があって、それぞれ運用を行ってきたというところがございますけれども、昨今の情報化の進展がありますとか、官民を越えたデータの利活用であるとか、そういったことが活発になる中で、個人情報保護に対するルールの統一化であるとか、整理が重要になってきているというところが背景にございます。それを国の行政機関とか、独立行政法人、民間事業所を対象にしたそれぞれの法律を一本化して統一化を図ろうということで、そういう運びとなっているということでございます。地方公共団体につきましても、今、議案にありますように、来年の4月1日から施行された後、全国的なルールを適用するというところで、現在に至っているということでございます。</p>
和 泉 委 員	<p>ビッグデータ、デジタルデータの有効な活用という趣旨で、いろいろこれからデータの活用がされていくだろうなと思いますけど、匿名化とか色々なことが具体的には出てくるかと思っておりますので、十分検討しながら進めていただけたらなと思います。</p>
教 育 長	<p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第2号を承認いたします。 続いて、議案第3号から議案第7号について、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第3号から第7号について、御説明させていただきます。同じ</p>

資料①の18ページをお開きください。

議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第4号「一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

まず、1の改正の趣旨ですが、今年度の人事委員会勧告に基づき、一般職の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものです。

2の改正の概要、(1)の給料表の改定ですが、全給料表について、引上げ改定をしようとするものです。

次に、(2)の勤勉手当の改定について、各支給期における支給割合を改定するものです。具体的には6月・12月期の支給割合をそれぞれ1.00月分とするものです。今回の改正によりまして、年間の支給割合は0.10月分引上がることとなります。

(3)の昇給制度の見直しですが、55歳を超える職員の昇給について、標準の成績で勤務した場合に1号給の昇給を行っていたところを、特に良好な成績で勤務した場合に限り行うよう改めるものです。

3の施行期日ですが、規則で定める日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしたいと考えております。

ただし、2の(3)の昇給制度の見直しについては、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

続きまして、議案第5号について、同じ資料の68ページにより、御説明いたします。「知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の趣旨ですが、人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑みまして、特別職関係の2つの条例の一部を改正しようとするものです。具体的な内容について説明します。

2の改正の概要ですが、期末手当について、各支給期における支給割合を改定するものです。令和4年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とし、令和5年度以降の支給割合については、6月期及び12月月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とするものです。今回の改正により、年間の支給割合は0.05月分引上がることとなります。

3の施行期日ですが、規則で定める日から施行し、令和4年12月1日から適用することとしたいと考えております。ただし、期末手当の令和5年度以降の支給割合については、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

次に議案第6・7号について、同じ資料の74ページにより、御説明いたします。

「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。後ほど「会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてもございます。こちらは資料79ページの方に出てまいります。

1の改正の趣旨についてですが、これまで御説明した人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を鑑みまして、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等を改正しようとするものです。

2の改正の概要についてですが、(1)のパートタイム会計年度任用職員の報酬及び(2)のフルタイム会計年度任用職員の給料につい

<p>教 育 長</p>	<p>て、その上限額を改定するものです。</p> <p>3の施行期日ですが、令和5年4月1日から施行することとしたいと考えております。</p> <p>以上のとおり、改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うに当たり、知事から意見照会がなされました。日程の都合から、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま、教育政策課から議案第3号から議案第7号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第3号から議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第3号から議案第7号を承認いたします。</p> <p>それでは、報告事項に入りたいと思います。</p> <p>報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>「令和5年度教職員人事異動方針」を、お手元の資料81ページのとおり定めましたので、概要について御報告します。この人事異動方針は、今年度末の人事異動を行うに当たっての基本方針を示したものです。</p> <p>まず、人事異動の基本的な考え方ですが、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下について御説明いたします。1に示していますように、教職員全体について、専門性や教職員構成等を踏まえて、適切な配置を進めることとしています。</p> <p>2ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、家庭・地域・社会と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。</p> <p>3ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、計画的な配置を行うこととしています。</p> <p>最後の4ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していきます。こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。なお、この異動方針は、今月末に全ての公立学校の</p>

	教職員に、周知することとしています。以上でございます。
教 育 長	ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
和 泉 委 員	この基本方針自体は、これで進めていただければなとは思いますが。質問ですが、この異動方針、昨年、一昨年辺りも同じ感じだったとは思いますが、遡っていくと、これはいつごろからこのような異動方針になっているのかということと、それに関しましては、2行目にあるように「特色ある学校づくりの推進」ということで、特色ある学校づくりをするためには、それなりに中心になる人が、ある程度長期間その学校にいて、特に高校なんかだと、かなり専門的な人が長期間いないと、特色ある学校づくりとかが難しくなってくるんじゃないかなということもあります。その辺長年続けられてきて、そういったところに支障はないのか、原則として7年で異動ということですが、その辺の現場の感覚、課題とかはいかがでしょうか。さらに、原則を外して7年以上勤められているという方がいれば教えていただければなと思います。
教 職 員 課 長	まずいつごろからかということですが、この異動方針が、色々変遷を辿っておりますけども、記録に残る限りでは平成12年度辺りにこのような形に定めて、それぞれの対応をしています。今のよう形になったのは平成22年度辺りから前文を設けてこういった形でお示しをしております。基本的には山口県教育を活性化していくためにということ、あまり大きく変わっていくようなものではございませんので、これまでの流れを踏襲していくようなものでございます。それから、特色ある学校づくりのためには、核となる教員はいるのか、という話でございました。おっしゃることももっともでございます。学校も地域連携であるとか、学校の特色を出していくためにということ、その核となる教員が、ということもありますけども、校長の学校運営方針を基に行っていきますので、特定の教員でないとそれが続けられないというようなことでは、行き詰まりますので、基本的には持続可能性ということを考えて、たとえ人が代わったとしてもそれが継続されるような学校運営づくりをしていただくということも校長には求めているところでございます。ですので、この7年が長いのか短いのかという議論はあろうかとは思いますが、基本的にはそういった観点で校長にも、この先生でないとその活動ができないということにはしないでほしいということは伝えてあります。
和 泉 委 員	現場とよく調整されながら進めていただければと思います。お願いします。
教 育 長	それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。続いて、報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課副課長	令和5年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について、御

報告いたします。会議資料の82ページから、入学者選抜実施要領の概要についてまとめたものをお示ししておりますので、これをもとに御説明いたします。なお、教育委員の皆様には、本実施要領の冊子もお配りしております。

まず、資料の82ページを御覧ください。本実施要領は、7月5日に発表しました入学者選抜の実施大綱に基づき、入学志願に係る手続等の詳細を定めたものであり、去る10月25日に発表したところでございます。82ページの2(1)にありますように、公立高等学校入学者選抜の第一次募集における学力検査は3月7日(火)に国語、数学、英語、社会、理科の順で行います。

次に、「3の推薦入学」ですが、面接等は2月7日(火)に実施いたします。また、84ページの「4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜」、「5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜」及び85ページの「6 第二次募集」については、日程以外に変更はございません。なお、令和4年度入学者選抜から新たに実施しています、85ページの「7 秋季入学者選抜」については、8月18日(金)に実施いたします。

最後に、87ページを御覧ください。ここには、県立特別支援学校高等部の実施要領について主な内容をお示ししております。3のところですが、3月2日(木)に検査を実施いたします。なお、令和5年度入学者選抜が遺漏なく行われますよう、先般11月15日に、中学校及び高等学校等の関係者を対象とした、本実施要領に関する説明会を行い、記載内容の周知を図ったところであります。今後とも、入学者選抜の公平かつ適正な実施に努めてまいりたいと考えております。以上です。

教 育 長

ただいま、高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。

続いて、報告事項3について、学校安全・体育課から説明をお願いします。

学校安全・体育課長

10月27日に「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。なお、お示ししている本県のデータは、全て国公立学校の合計になりますので御留意ください。

配付資料89ページ(1)を御覧ください。暴力行為についてです。山口県における発生件数は735件で、令和2年度に比べ17件減少しました。児童生徒千人当たりの発生件数は5.5件であり、令和2年度と同数値となっております。形態別では、「生徒間暴力」が最も多く、「対教師暴力」、「器物損壊」、「対人暴力」と続いております。次にいじめについてです。90ページ(2)を御覧ください。いじめの認知件数は4,197件と、令和2年度に比べ396件増加しています。また、児童生徒千人当たりの認知件数は31.0件

であり、令和2年度と比べて3.3件増加しております。いじめの態様について、全国的に、それぞれの校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、2番目に多い態様は、小・中・特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」となっています。また、昨年度から新たに公表されていますが、いじめ重大事態の発生件数は10件であり、令和2年度に比べ2件増加しています。児童生徒千人当たりの発生件数は0.07件で令和2年度と比べて0.01件増加しております。

次に、小・中学校の不登校についてです。91ページ(3)の①を御覧ください。不登校児童生徒数は、2,603人と、前年度に比べて537人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、26.3人と前年度から5.7人増加しています。校種別では、小学校は196人の増加、中学校は341人の増加となっています。

小学校不登校の要因について、全国の状況は、「無気力、不安」が多く、次に「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」の順となっています。中学校不登校の要因について、全国の状況は、「無気力、不安」が多く、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」の順となっています。

次に高等学校の不登校についてです。91ページ(3)の②を御覧ください。不登校生徒数は348人と、前年度より81人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、11.2人と前年度から2.9人増加しています。不登校の要因について、全国的に、「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「入学、転編入学、進級時の不適応」の順となっています。

次に高等学校の中途退学についてです。92ページ(4)を御覧ください。県内の中途退学者は、382人と、前年度に比べ35人の増加となっており、中途退学率は、全国と比較して、低い水準となっています。中途退学の理由としては、「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」となっています。なお、発生件数の推移等の詳細については、93ページ以降の資料にお示ししておりますので、御覧おきください。令和3年度の調査では、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、児童生徒を取り巻く家庭・地域社会の在り方が大きく変容しており、子どもたちの行動等にも影響を与えていることがうかがえます。また、都道府県や市町によって新型コロナウイルスの感染状況は異なり、その影響については、地域によって大きな差があることから、昨年度と同様に、全国と山口県を単純に比較しての分析は難しいところではありますが、引き続き、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性があることや、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があること等を十分に考慮する必要があると捉えています。継続的に増加傾向にある小・中学校の「不登校」や「いじめ問題への対応」については、生徒指導上の重点的に取り組むべき課題と捉えており、その未然防止と早期発見・早期対応の取組については、まずは、各学校において、子どもへの積極的な声かけや教育相談を実施する等、児童生徒

<p>教 育 長</p>	<p>理解の充実を進めていくことが重要であると考えております。また、周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止められるよう、コミュニティ・スクール等の仕組みも活用しながら、学校・家庭・地域の連携をより一層深めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や、児童相談所等の関係機関との連携の強化により、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>問題行動についてですけれども、中学校の暴力行為、いじめ、不登校がかなり目立ってきていると思います。私の記憶だと、4～5年前は全国の発生人数より山口県は若干低い水準で落ち着いてきていたと思うのですが、このところ上回ってきています。特に中学生のところでは。これは何か要因が考えられるのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>先程御説明いたしました、全国の状況と比較しての山口県の状況というのは、コロナが発生して以降、なかなか簡単に比較ができないことがございます。大学の専門家等に伺っても、様々な要因が考えられるので一律の単純な分析が難しいと言われております。ただ県内は県内で最近ようやく行動規制が以前よりはなくなってきており、子どもたちの活動が再開できるようになってきておりますが、同時に感染者数が増えている状況がある中で、ストレスを抱えてながら活動している状況です。それがいろんな形で現れると聞いております。全国も同様ですが、本県においてもそういった状況が続いていると捉えています。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>なかなか複合的な感じで、分析が難しいということがわかりました。あと、無気力や不安の方が多いいということですが、実際これが本当の理由なのかとちょっと疑問に思うときもあるのですけれども、無気力、不安というところからさらに掘り進んで何が原因なのかなというところの分析はされているのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>この調査においてはかなり踏み込んだ調査まで行われておりません。学校現場で市町教育委員会に聞いている範囲では、無気力、不安といったときに、例えば不登校であればなぜ学校に行くのが難しいかということについて本人もなかなかそのことについて理由が明確に分かっていなかったり、周囲に説明することが難しいという状況が実際に一定数あるという状況は把握しております。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>なかなか言い出せないとか、表現できないというところもあるかと思うので、子どもたちに寄りそって聞き取りをしてほしいと感じます。山口県全体で中学校では1796名の方が不登校ということですから、大規模校くらいの子どもたちが不登校ということですから。特殊な話ではないということで、無視できない数字ではないかと思っておりますので、何か対応ができればなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

<p>学校安全・体育課長</p>	<p>少し補足ですが、先程御報告した中で、不登校については以前と捉え方が変わってきていまして、必ずしもそれが問題とかそういうものではないです。場合によっては生徒達がある程度積極的に休養をとることも必要だと、実は国の方から通知がなされまして、そういった積極的な休養等も必要と認められています。そういった趣旨が浸透してきているのではないかと思います。文科省もそのように分析していますので、いろんな形がありうるということです。それからその調査についても、実は調査対象は学校を対象として教員が答えていますので、それもひとつの結果ではありますが、個別具体的な内容について、それぞれの子どもたちから直接いろいろな状況を聞きながら対応していくことが必要だと思っております。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>ただ不登校が長期にわたるとやはり学力的なところとか追いつかなくて、そのまま社会に出ていくお子さんが存在せざるをえないということになるかと思えます。そうなっていくとやはり将来社会的に非常に大きな問題にもなると思えますから、そういう世の中の傾向というのがありますけれども、最低限の学力は保障するようなシステムとか、なかなか難しいかもしれませんが、遠隔での教育とかそういったところでフォローできるような体制ができないかなと思えます。この数を見ると何か支えてあげないと将来心配だなと思えます。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>今お話されましたオンラインなどを活用した教育については、既に各学校、市町教委等が推進しているところです。その位置付けとか、方向だとかをさらに研究しながら進めていきたいと思っております。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>いじめの方なんですけれども、最近、これはもういじめなんだというように暴力的なものとか、そういった表面的に見えるものが減ってきているような気がします。その反面、なかなか表面に出てこないような形でのいじめとか、本人がいじめと捉えるような状況というのが増えていると思うんですけれども、今まで被害者側、被害のあったといわれる生徒さん側の方にしっかりサポートしていくという動きなんですけれども、加害をしていたという生徒さんの方にもカウンセリングとか、ペナルティを与えるとか、両方に対して働きかけをするというのも大切なんではないかなという感じがしております。中学生のそういう作文とかを読ませていただくと、割と加害者側の方に指導をしてもらえないかという声も若干ありますので、その辺もしっかり対応していただいたらと感じております。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>今御指摘の通り、いじめについての定義は、「該当の児童等が心身に苦痛を感じているもの」ということで、学校でも把握に努めてはおりますが、必ずしもそれで全てが出てくるという状況ではございません。また特にネット上のトラブルについてはなかなか把握しにくい状況です。学校でも本人だけではなく、周りの友達、保護者にも事実を確認したりなどを行っています。それでも全てが把握できるということではありませぬので、とにかく生徒の様子を見ていくというのを継続しています。それから、何か事案があったときの生徒への対応ですけ</p>

	<p>れども、もちろん被害生徒には、被害感情に寄り沿って対応していくのはもちろんですが、加害生徒も実は様々な特性とか、あるいは家庭環境を含めて様々な課題を抱えた子がいて、それが故に色んな行動に出てくる場合も結構あります。その子たちをいわゆる昔でいう生徒指導という形だけではなくて、加害生徒をある意味でしっかりとケアをしていくというような意味での生徒指導を現在も行なっておりますし、今後もその視点をもち続けて対応しなければならないと思っております。ありがとうございました。</p>
木 阪 委 員	<p>中途退学についてももし分かれば教えてください。資料では382名の生徒さんが退学なさっておりますけれども、進路変更等ありますが、一旦学校を中途退学したけれどもまたどこかの学校で学び直していらっしゃる割合とか、そういうのがもし分かれば、教えてください。多部制の高校なんかもありますけれども、そういったところが受け皿として機能しているのか、分かる範囲で結構ですので教えてください。</p>
学校安全・体育課長	<p>今おっしゃられました具体的な数値までは持ち合わせておりませんが、例えばトラブル等により、やむをえず学校を去っていく子については、改めて通信制の学校とか、そういう所に行って学び直す機会を設けるという機会は非常に多くございます。ただ不登校で長い間学校に登校できなかった子どもたちで、学校を離れることになった場合には、新しい進路先をもちろん学校でも紹介をして新しいところに繋がりますし、そこでの生活を始めているのですが、なかなかやっぱり難しいケースもあつたりします。学校で籍が無くなったらすぐにケアしないという訳ではないので、できる限りのところまでは追いかけて、その子たちが無事にソフトランディングというか、新しい環境でまた学び直しができるような対策はしております。</p>
小 崎 委 員	<p>少し戻りますが、不登校の要因で、例えば学校には行っていないけれども、今フリースクールができていますと思うんですけれども、そういったスクールに通っていて、そのスクールの方が楽しいとか、学校よりもそっちの方が目的とか、そういう理由とかも上がってきたりしますか。</p>
学校安全・体育課長	<p>様々なケースがあると思います。例えばフリースクールというのは、いろいろなタイプの活動をしているので一概にはいえませんが、我々も特に考えていることは、子どもたちの居場所というのを、子どもたちのある程度ニーズを見ながら社会全体で見守っていく必要があるんだろうなと思っています。なのでそれには当然保護者の方との連携も必要でしょうし、関係機関との連携も必要です。ただ一方で、子どもたちが好きなことだけを本当にやっていて、それで社会への自立に向けて繋がっていくのかどうか、という視点ももちろんあるかと思っていますので、そういったことも踏まえて、県では来年、フリースクールとの連携は強化していこうと思っています。今、県や市の教育委員会でフリースクールの方を呼んだりして話を聞くなど、連携の在り方については、現在進行形で模索をしているところでございます。</p>

和 泉 委 員	<p>毎年のように不登校、いじめの件数が全国的に右肩上がりになっていますが、やはり地域、学校もそうなんですけれども、やはり専門職としてのプロの役割を果たしていただくのは子どもたちと日々接している現場の先生かなとは思いますが。そういった中で子どもたちと信頼関係をつくれるような先生、名人というか不登校を立て直す先生とか、有名な先生が全国的におられると思うのですが、褒めて立ち直させたりとか、信頼関係から注意するところは注意してまた絆を深めるとか、技術的にはコーチングですかね。そういったところがあるかと思うのですが、そういった教員研修ですね、そういったところをもっと強化していく必要が感覚的にはあるのかなと感じております。そのときにどういった指導が必要なのかという共通認識というか県としての指導、捉え方とかですね。あとチームとしての学校もそうなのですが、92ページの下の方にありますけれども、せっかくコミュニティ・スクールがありますので、地域とも連携しながらそういった不登校の子どもを減らしていくという部分は保護者の方々にもそういった指導を学校としては行っていますとか、そういったことも共通認識しながら進めていくことが必要だと感じております。ぜひコミュニティ・スクールもそういったところで成果を上げてほしいと思うんですが、教員への研修の強化とかその辺の方向性とかどうでしょう。</p>
学校安全・体育課長	<p>いじめ等に関する教員研修についてですけれども、これは今、センターで行っております様々な研修がありますが、まず基本研修についてです。経験年数に応じて、義務で行う研修があります。その中にいじめに関する内容を全て盛り込んで実施しております。各教員、それから生徒指導担当の主任を集めた会議も実施しております。更に校長、教頭等、管理職を集めた研修も実施しております。これはかなり手厚く行っています。内容については、どの県でもありがちなことですが、一番最初にいじめの定義をきちんと捉え、いじめだと認知をできているのかどうか、そこがまず重要な点だと捉えています。逆に実際の事案の中で、やはり初期対応を確認したときに、いじめの認知が若干甘くて対応が遅れてしまった、あるいは担任が認識していたんだけど、その情報共有が組織的になされていなかったといったところなどが散見されますので、そういったことについて、きちんと学校として、組織として対応できるようにということをお願いしております。また、危機対応意識というのは誰でもそうかもしれませんが、何事もないとアンテナの感度が鈍ってきがちになりますので、ことあるごとに教員に対し、学校や県の事例を紹介しながら、意識を上げて感度を上げていきながら取組を継続していくというような研修を行っているところです。</p>
和 泉 委 員	<p>ぜひ子どもたちと信頼関係を築ける、未然防止で先生方と子どもたちとの関係がよくなるような指導ができる先生を研修でも育てていただきたいなと思っております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p>

教 職 員 課 長

それでは、協議事項に入りたいと思います。  
協議事項1について、教職員課から説明をお願いします。

資料96ページをお開きください。「山口県教員育成指標」の改定について御説明いたします。新たな教師の学びを実現する観点から、国において本年8月に、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正されました。その指針を参酌して、各任命権者が指標を定めることになっていることから、県教委においても「山口県教員育成指標」の改定に向けて、現在検討を進めているところです。これまでの検討の経緯ですが、4月にワーキンググループを設置し、検討を進めるとともに、教員養成課程を持つ県内大学等で構成する「教員養成等検討協議会」においても、7月と11月に開催した会議の中で、ワーキンググループの案について協議をしてきました。

次に、今回の改定のポイントを御説明いたします。協議事項1別冊資料の3ページを御覧ください。「山口県の教員に共通的に求められる資質能力（案）」をお示ししております。この図は、左側2ページにあります、文部科学大臣が別に定めた「教師に共通的に求められる資質の具体的内容」をもとに、山口県の教員に共通的に求められる資質能力を、構造的に一覧できるものとして、新たに作成したものです。

では、3ページの図について御説明いたします。まず、全ての教員が備えるべき普遍的な資質として「教職に必要な素養に関すること」を一番上に示しております。内容は、国が示したものと同じですが、全ての教育活動に関わる横断的な要素として、①コミュニケーション力、②マネジメント力をあげ、二重線で全ての要素にかかる形で示しております。また横断的な要素として、国では、「コミュニケーション」、「マネジメント」の他に、「連携協働」をあげていますが、山口県の場合は、強みとして「コミュニティ・スクール」がございしますので、図の下側に「家庭、地域・社会、関係機関等との連携」として、こちらも二重線で全ての要素にかけております。

次に図の中ほどに、「学習指導に関すること」、「生徒指導に関すること」、「学校教育全体を通じた活動に関すること」の3つを配置しております。文科省の指針には、「特別活動」、「人権教育」、「キャリア教育」が位置付けられていませんが、本県の指標においては、これらを「学校教育全体を通じた活動に関すること」として明示することにしてあります。図の左側に示してあります「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」は、下の注1にありますように「学習指導」、「生徒指導」、「学校教育全体を通じた活動」を個別最適に行うものとして位置付けています。右側に示してあります「ICTや情報・教育データの利活用に関すること」は、「学習指導」、「生徒指導」、「学校教育全体を通じた活動」、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段として位置付けています。このあたりは、文科省の指針と同様の構造としてあります。いま説明しました7つの大きな項目の中に、①から⑰までの関係する要素を分類しております。

6ページをお開きください。「山口県教員育成指標【教諭】（項目

	<p>案)」をお示ししています。先ほど御説明しました7つの大項目と17の中項目を表の形にしています。今後、更に検討する予定ですが、必要に応じて小項目をつくり、本県の教員に求められる資質能力を再整理しています。横軸については、各キャリアステージを、「ステージ0」から「ステージ3」で示しています。一番上の段に「教職に必要な素養に関すること」の①コミュニケーション力について、記載例を示しておりますが、各キャリアステージにおいて求められる資質能力の違いについては、協議資料にあります文末例のようなイメージとしております。現在これらの文言は検討中であり、あくまでも現段階でのイメージとして捉えていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>本日の協議において、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、引き続きワーキンググループで検討を続け、来年2月の「教員養成等検討協議会」で再度協議した案を、2月の教育委員会会議でお示しし、3月に最終案の御報告をする予定です。今回の改定により、山口県教員育成指標を、より良いものとしたと考えていますので、委員の皆様からの忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から協議事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>別冊資料の方の6ページ7ページの項目案を見させていただいて、前はかなり多かったと思うのですが、かなり整頓されて、今日的課題で上手くまとめられたんじゃないかなと思っております。その別冊資料の2ページにあるような文科省が示している中教審の資料に沿った形にもなっているというふうに拝見させていただきました。また中身を詰めていただけたらと思います。一点、文科省の中教審の分け方とは違うのが7ページの方にある「学校教育全体を通じた活動に関すること」という項目が、文科省の2ページの下の方の記載とは違っており、特徴があるのかなというふうに見させていただきました。あとは7ページの「家庭、地域」についても文科省のものとは違う特徴となっているのかなというふうに拝見しました。特にその「学校教育全体を通じた活動に関すること」で特別活動、人権教育、キャリア教育をここにまとめられた意図です。特にキャリア教育は大学の感覚で言いますと教育相談、進路指導ということで、そっちの方にあるのかなと思います。それと2ページの方の生徒指導のところにもキャリア教育と進路指導が生活指導のところに入っている訳ですが、その辺を学校教育全体を通じた活動としてまとめられたお考え等をお聞かせいただければと思います。</p>
教 職 員 課 長	<p>まず特別活動、人権教育、キャリア教育についてです。キャリア教育については生徒指導に関するものとして別冊資料の2ページのところに小さく「キャリア教育や進路指導の意義を理解し」というところがあると思います。特に人権教育と特別活動は文科省の方には位置づけられておりませんので、これをどちらに位置づけるかということ、ワーキンググループの方でも随分協議をしましたがけれどもなかなかどちらというのが位置づけにくく、別にした方が良さだろうということ</p>

	<p>で、まず学校教育全体を通じた活動というところで設けてごさいます。キャリア教育も生徒指導ということで文科省の方ではキャリア教育や進路指導に対してそこで載っているところではごさいますけれども、総合的な探究の時間であるとか、学級活動の時間であるとか、そういうところで学習指導に関するところでも当然位置づくものではごさいますので、なかなか県としてどちらかと言にくいというところでごさいます。言ってしまうと結局全部がそうなのでごさいますけれども、あまり明確にはしにくいというところもあって、この3つ、特別活動、人権教育、キャリア教育については学校教育全体を通じた活動ということで整理をしました。</p>
和 泉 委 員	<p>ぜひ、こういった項目に沿うような形での具体的な成果が上がるよう期待しております。</p>
小 崎 委 員	<p>以前いただいた資料の項目のところ、教諭の学習指導に関するところの欄にある、授業研究、授業改善のところなんですけれども、「ステージ1 自立・向上期」のところには「授業を公開し」とあるのですが、その後ステージ2・ステージ3と進むと、「授業を公開し」という言葉ではなく「授業評価」とかという言葉になっているのですが、私個人の思いとしては、ぜひ中堅の方もベテランの方も授業を公開するというをさせていただきたいなと思いました。ユニット型研修などで、先生方の授業を見させていただくのですが、やはり若手の先生の授業を見る人が多いのですが、熟年、ベテランの先生の授業があまりないです。中には、見ていて生徒たちはこれ分かってるのかなとかそういう授業の進め方でいいのかなと思うこともあったので、なかなか自分の思うような授業をずっと続けてこられている先生には、周りからの意見というか、特に地域の方達はズバズバものを言いますので、そういう人達の意見を取り入れるような新鮮な風というのか、そういう機会があればいいのかなと思いました。それと学校、家庭、地域間というところなんですけれども、学校運営などに関するところで、ここにも載ってるんですけども、全先生達に、学校運営協議会の参画っていうのが何か入れていただきたいなと思えます。学校運営協議会に出てくる先生って決まってくるので、いつも同じ先生ばかりが来られているんですね。もちろんいろいろお忙しかったりとか、他の用事があったりとかがあると思うんですけども、年1回は全ての先生が参画できるような、そういうのがあればよいと常々思っているんで、可能でしたら「学校運営協議会へ参画」というのも全先生のところに入れていただけたらいいなと思いました。</p>
教 職 員 課 長	<p>ありがとうございます。授業については、来年度から新たな研修も始まります。その中では校内研修をしっかり活性化しなさいというように言われていますので、そういった中でやっぱり独りよがりにならないような授業になるように、ステージ3であれど、しっかり公開していくようにというふうに思っております。それから、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の参画は当たり前のことですので、文言は別として、そういった参画意識を高めていくという形で表現できればなというふうに思います。</p>

佐野委員	<p>やまぐちスマートスクール構想により、学校に一人一台配備されているタブレットパソコンですが、これもう3年目ぐらいになります。今まではどういうふうに活用するかというところから、これからは普段使いで利用していくという段階になっています。そこで教員の先生方には、利用するというだけでなく、子どもたちに「便利だけどこんなことをしちゃいけないよ」など情報モラル的なことも伝えられるようになっていただきたいと思います。やはり、先生方がしっかりフォロー、習得していないと、せっかく便利なものを上手く使えず、あまりよくない負の部分が出てきてしまうと思うので、先生方への研修のときにしっかり伝えていただければなというふうに感じております。</p>
教職員課長	<p>ありがとうございます。タブレット端末を生徒が持っていますけれども、先ほどにもありましたが、それを使ってのいじめ等という事案も見られるところですね。ICT活用の項目なのかそれとも生徒指導の項目なのかはまた別として、そういったところについては文言の形で入れていけたらいいと思います。</p>
和泉委員	<p>一つ教えていただきたいんですけども、「マネジメント力」の項目も少し悩まれたんじゃないかなという気がします。「タイム・マネジメント」はあまり聞かない言葉です。よく聞かれる「学校組織マネジメント」という言葉を使うと、地域連携とかができなくなるんじゃないかとか、そんなことを思ったのですが、マネジメント力をこういう形でまとめられたお考えをお聞かせいただければなと思います。</p>
教職員課長	<p>まず「タイム・マネジメント」につきましては、時間の管理など、いわゆる各校における働き方改革をそれぞれ教員も意識をして進めていくというところの観点があります。それから、「カリキュラム・マネジメント」は「社会に開かれた教育課程」の趣旨どおりというところ、それから「学校運営・校務分掌」については、教職全体に必要なそういうものもありますし、いわゆる分掌ごとに進めていたというところなどで必要な能力という観点です。他には例えば学校安全、リスク・マネジメントであるとか、情報の管理であるとか、もっといえば、集団づくりというところもマネジメントの素養が必要な部分ではありますけれども、先程申したような観点で設定したところがございます。</p>
教育長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。 続いて、協議事項2について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>第3次山口県学校安全推進計画の素案につきましては、9月の教育委員会会議において御協議をいただいておりますが、その後、県民の皆様のお意見を幅広くお聴きするためにパブリック・コメントを実施するとともに、関係各方面からも御意見をいただき、その結果をまとめましたので御説明いたします。資料1～3ページを御覧ください。</p>

	<p>パブリック・コメントでは、7件の御意見を、また、関係機関からは3件の御意見をいただきました。パブリック・コメントの御意見につきましては、「本計画における施策目標の設定根拠」や「施策目標の達成に対する評価基準の明示」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律への対応」、「いじめや教職員の不適切指導」などの御意見をいただきました。関係機関からの御意見につきましては、「専門的な視点からの安全点検の方法・体制の構築」や「長寿命化計画を踏まえた老朽化対策」、「非構造部材の耐震対策の実施」などの施策目標を新たに加えることなどの御意見をいただきました。その他にいただいた様々な御意見等、変更した内容について説明いたします。</p> <p>別冊、「第3次山口県学校安全推進計画（案）」を御覧ください。9ページにあります「こどものバス送迎・安全徹底プラン」や「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」、19ページにあります「一般市民向け応急手当WEB講習」の2次元コードを追加しました。また、掲載資料や法令の文言を除き、「児童生徒」という表現を「子どもたち」に統一しました。</p> <p>資料4ページを御覧ください。今後、11月議会で最終案についてお諮りし、12月を目途に「第3次山口県学校安全推進計画」を策定する予定としております。説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から協議事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
教育政策課長	<p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p> <p>次回の教育委員会会議は、令和4年12月23日（金）午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>